

# バス・タクシー・ トラック運転者の

過労死なくし、安全運転のため

# 睡眠時間を確保してください

## 休息期間（インターバル）は11時間以上必要です

いま厚生労働省の労働政策審議会でバス・タクシー・トラック運転者の労働時間の上限規制（「改善基準告示」改正）が審議されています。運転労働者は、長時間労働で過労死が多く、交通事故を起こせば乗客や歩行者を巻き込んで重大な被害を出しますから、労働時間の上限を適正に決めておく必要があります。

審議の中で厚労省は、勤務と勤務の間の時間である休息期間（インターバル）を、現行8時間以上から「11時間以上」に改正する原案を示しましたが、審議に参加する使用者側（会社の代表）が猛反対をして、「9時間以上」という追加案に後退してしまいました。使用者側の主張は、「人手不足の中、休息期間8時間で運転者をやりくりしてバスを運行しているのに、そ

れが11時間になったら、運行できない」（バス使用者委員）というものです。

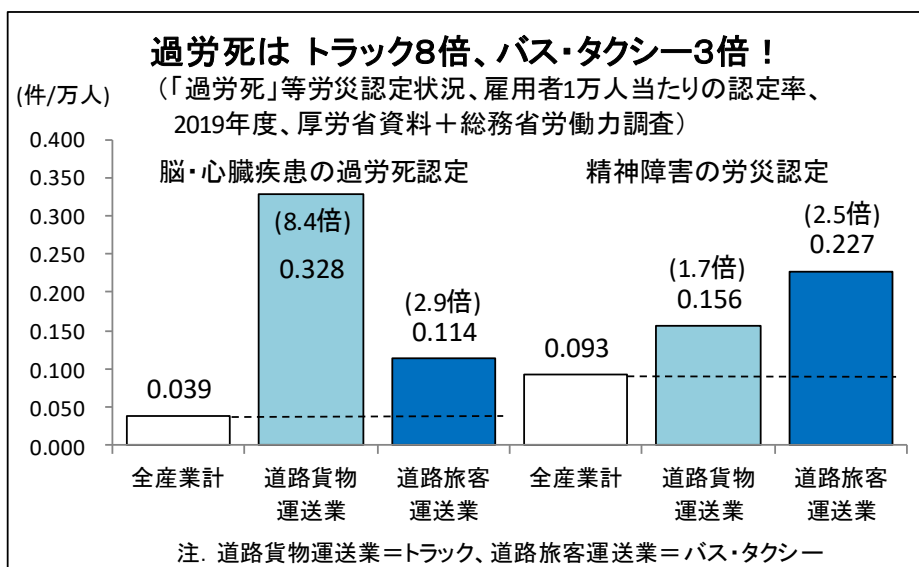
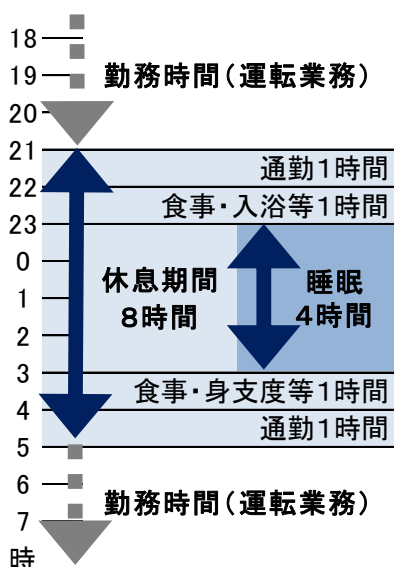
しかし、休息期間8時間というのは、運転者の健康を犠牲にした危険な勤務実態です（下図参照）。休息期間の中には、通勤時間と食事など生活時間が含まれていますから、8時間では睡眠は4時間しかとれません。現にバス、タクシー、トラックでは運転者の健康状態や睡眠不足による注意力低下に起因する事故が何度も起きています。これを11時間にして睡眠7時間を確保しようというのは、最低限の規制です。

運転者不足は深刻ですが、労働時間を短くして賃金も増やし、魅力のある仕事にならない限り労働者は入ってきません。国にも補助金増額など対策を求めて、せめて眠れる時間が確保できる仕事にしなくてはなりません。

厚労省は使用者側の一方的な言い分に左右されず、適切な改善基準告示の改正を実現してください。

休息期間8時間では  
4時間しか眠れません！  
（路線バス運転者の勤務例）

れが11時間になったら、運行できない」（バス使用



全労連  
建交労（トラック・バス）  
自交総連（バス・タクシー）

東京都文京区湯島2-4-4  
東京都新宿区百人町4-7-2  
東京都台東区根岸2-18-2-201

電話03-5842-5611  
電話03-3360-8021  
電話03-3875-8071